

令和4年2月22日

治山林道課長

快適トイレの導入について（通知）

このことについて、土木部では令和4年2月7日付け3高技管第320号で技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部においても、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

なお、令和3年7月30日付け3高治林第426号「快適トイレの導入について（通知）」は令和4年2月28日をもって廃止します。

記

1 対象工事

高知県林業振興・環境部の発注する請負対象金額（税込）が1千万円以上の森林土木工事とする。

なお、1千万円未満の工事であっても受注者の希望により対象工事とすることができる。

2 特記仕様書への記載

快適トイレを導入する場合は、特記仕様書（別添1）に示す内容を記載すること。

なお、快適トイレの手配が困難な場合は、受発注者で協議のうえ、本通知の対象外とすることができる。

3 快適トイレの積算方法

快適トイレを導入した場合は、積算方法（別添2）により必要費用を計上すること。

4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際には可能な限り、快適トイレの導入にあたっての配慮事項（別紙）のとおり配慮すること。

5 その他

特記仕様書に記載のない工事又は施工中の工事でも快適トイレを導入する場合においても、受発注者で協議のうえ、必要費用を計上することができる。

6 適用年月日

単価適用年月日が令和4年3月1日以降の工事

■特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの試行

1 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、設計変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3 その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

積算方法

1 快適トイレの設置

- (1) 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
- (2) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」は必ず備えることとする。備えていないトイレは快適トイレとして扱わない。
- (3) 請負対象金額(税込)が1千万円以上のものは、原則として快適トイレの設置対象工事とするが、市場に相当数のトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する。
- (4) 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所内にあるトイレには適用しない)
- (5) 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、現場に設置された時点で、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。
- (6) 受注者が所有するトイレでも、設計計上の対象とする。

2 快適トイレの費用計上

- (1) 快適トイレの費用は51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を共通仮設費の営繕費に「快適トイレ設置費」として計上し、設置台数については、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)
※「積算上の差額」とは実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額
注) 積算の根拠となる資料(請求書、領収書等)は保管しておくこと。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/2基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 現場環境改善費の対象工事の場合は、現場環境改善費(率分)の対象としてよい。
- (5) 計上する期間は、実際に現場に快適トイレを設置した期間とし、工事日誌やリース会社からの領収書等で確認すること。
なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。